

長期履修制度について（各教育部・研究科教務担当）

本学大学院では、平成 20 年度から長期履修制度を導入しています。これは、学生の皆さんが職業を有しているなどの事情により、標準修業年限〔修士課程・博士前期課程・教職大学院の課程 2 年、博士後期課程 3 年、博士課程 4 年〕を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合に、その計画的な履修を認める制度です。

長期履修が許可されれば、通常の標準修業年限において支払う授業料の総額を長期履修期間として認められた年数で除した額の授業料を毎年納めることとなります。

長期履修学生となるための要件、年数等については、以下のとおりです。

1. 要件

- 1) 職業を有し、就業している者（自営業を含む。）
- 2) 育児、介護等の事情を有する者
- 3) その他研究科長・教育部長が相当と認めた者

2. 長期履修を行う年数 原則として 1 年単位とし、標準修業年限の 2 倍以内

3. 申請期間 自身が該当する入学手続期間

4. 申請書類

申請書類については、各教育部・研究科の教務担当窓口で配布しますので、早めに問い合せてください。

5. 授業料の計算例

長期履修による授業料年額＝（通常の授業料年額×標準修業年限）÷長期履修許可年限